

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類
(吸収合併に関する事後備置書類)

2019 年 9 月 1 日

株式会社ファミリーマート

2019年9月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田 貴司

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社ファミリーマート（以下「FM」といいます。）との間で締結した2019年4月10日付合併契約書に基づき、2019年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、FMを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。また、当社は、2019年9月1日付で株式会社ファミリーマートに商号を変更いたしました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条各号に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2019年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 差止請求の手続の経過

吸収合併消滅会社であるFMは、当社の完全子会社であったため、本吸収合併に関し、差止請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収合併消滅会社であるFMは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

吸収合併会社であるFMは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併消滅会社であるFMは、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2019年7月8日付で、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 差止請求の手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であり、本吸収合併に関し、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、株式の買取請求について該当はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併存続会社である当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2019 年 7 月 8 日付で、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申出はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、FM より、その権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

吸収合併消滅会社である FM の事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日

効力発生日である 2019 年 9 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

(別添) FM の事前開示書面

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

2019 年 7 月 8 日

株式会社ファミリーマート

2019年7月8日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田 貴司

当社は、2019年9月1日を効力発生日とし、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「UFHD」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、本吸収合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。また、本合併によるUFHDの資本金の額および資本準備金の額の増加はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

ア. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

イ. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社についての次に掲げる事項

ア. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

イ. 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

UFHD の 2019 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 795,635 百万円及び 237,510 百万円です。

また、当社の 2019 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 861,891 百万円および 479,239 百万円です。

それぞれの会社についても、上記時点から本書面作成日現在に至るまで、その資産および負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも本書面作成日現在想定されていません。

したがって、本吸収合併後の UFHD の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、当社および UFHD においては、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併の効力発生日以後における UFHD の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変動が生じたときは、変更後の当該事項

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上

(別紙 1) 合併契約書

合併契約書

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事会社及び合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

住所 東京都港区芝浦三丁目1番21号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社ファミリーマート

住所 東京都港区芝浦三丁目1番21号

第2条（合併の対価）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、株式、金銭その他の合併の対価を交付しない。

第3条（資本金及び準備金に関する事項）

甲は、本合併において、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第4条（効力発生日）

本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2019年9月1日とする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙で協議のうえこれを変更することができる。

第5条（簡易合併・略式合併）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。但し、会社法第796条第3項に定める場合はこの限りではない。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日において、一切の資産、負債その他の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行う。

第8条（従業員への処遇）

甲は、効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。

第9条（事情変更）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙で協議のうえ、本合併の条件その他の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に必要な事項は、本契約の主旨に従い、甲乙で協議のうえ、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年4月10日

甲 東京都港区芝浦三丁目1番21号
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
代表取締役社長 高柳 浩二 ⑩

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田 貴司 ⑩

(別紙 2)

吸収合併存続会社の最終事業年度に係
る計算書類等の内容

第 38 期 報告書

〔 2018 年 3 月 1 日から
2019 年 2 月 28 日まで 〕

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、小売業界におきましては、業態を超えた競争環境の激化や消費者の低価格志向の継続、店舗や物流における人手不足等の影響もあり、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは小売事業モデルの改革に努める一方、「社会・生活インフラ」として消費者の生活に欠かすことのできない存在となることを目指しております。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益は6,171億7千4百万円（前事業年度比3.1%減）、事業利益は515億5千3百万円（同23.7%増）、税引前利益は42億2千5百万円（同28.1%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は453億7千万円（同34.8%増）となりました。

なお、当社は、伊藤忠商事株式会社の完全子会社を通じた当社株式の公開買付け成立により、伊藤忠商事株式会社の所有する議決権の数が当社の総株主等の議決権の過半数となったため、2018年8月16日付にて同社の子会社となりました。伊藤忠商事株式会社は、今後も当社の上場及びその経営の自主性を維持しながら連携を強化する方針から、引き続き、当社は上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、伊藤忠商事グループとしてのシナジー効果を最大限発揮できる体制作りを目指してまいります。

また、当社は、2018年10月に株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（旧株式会社ドンキホーテホールディングス）との間で締結した子会社の異動に伴う株式譲渡契約に基づき、2019年1月4日付にて当社が保有するユニー株式会社の株式の全てを同社に譲渡いたしました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

① コンビニエンスストア事業

株式会社ファミリーマートにおいては、より競争力のある強いチェーンとなるために、『ブランド統合』を最優先事項としながら、既存店の「質」の向上を目的とした『商品力の強化』『店舗運営の効率化』『店舗基盤の強化（ブランド統合・B&S（ビルド&スクラップ）推進・既存店改装・地域密着販促）』を推進してまいりました。

（ブランド統合）

『ブランド統合』では、2018年11月30日付にて国内全てのサークルK店及びサン

クス店の営業が終了し、ファミリーマート店へのブランド統合が完了いたしました。2016年9月より全社一丸となり進めてきたこのブランド転換は累計5,003店となり、転換店の日商・客数は、前年を上回り推移しております。統合完了後も、国内16,000店強の店舗ネットワークを活用し、中食を始めとした商品づくりや物流の効率化等、統合効果の更なる発揮を目指してまいります。

（商品力の強化）

『商品力の強化』では、中食の基本価値向上やマーケット変化に合わせた品揃えを実現するため、挽き立てコーヒーや惣菜等の刷新を年間通じ行いました。挽き立てコーヒーの「FAMIMA CAFÉ」では、2018年10月より新型コーヒーマシンの導入を開始、メニューの多様化に加え、コーヒーやミルクの味わいを更に引き立てたことで、多くのお客さまにご好評頂いております。また、2017年9月に販売開始した惣菜シリーズの「お母さん食堂」では、発売1周年を機に、食卓に特に並ぶ機会の多い魚系総菜の品揃えを拡充したほか、テレビCMや売場スペースの拡大、販促企画等マーケティング面の強化を併せ実施したことで、販売は前年を大きく上回り推移しております。

（店舗運営の効率化）

『店舗運営の効率化』では、人手不足に対応した店舗スタッフの業務効率化と業務軽減を目指した抜本的な改革を推進しております。2018年度は、納品時の作業時間短縮を目的とした数量確認省略（検品レス）の開始に加え、レジ周りの作業時間短縮を目的とした「セルフレジ」の導入店舗数拡大や「現金カウンター」の新規導入、また、業務負荷軽減を目的とした引出し棚等の省力化什器の導入を行いました。2018年度に行った加盟店へのアンケート調査においても、「作業量が減少した」と感じる加盟店が大きく伸長しております。

（店舗基盤の強化）

『店舗基盤の強化』では、行政単位での店舗配置の再構築（タウンレイアウト）に基づくB&S（ビルド&スクラップ）を推進し、高質な店舗網の構築に努めております。また、2019年2月には、コンビニエンスストアとの新たな相互送客を目指し、ファミリーマートが展開する24時間フィットネス「Fit&GO」とコインランドリー「Famima Laundry」を、「ファミリーマート仲六郷第一京浜店」の同敷地内に開店いたしました。

（サービス面）

「サービス面」では、決済手段の多様化を目的に、スマートフォンを活用したバーコード決済サービス「d払い」「LINE Pay」「PayPay」「楽天ペイ（アプリ決済）」を2018年11月以降順次開始したほか、2019年1月には、訪日外国人観光客の更なる利便性向上を目的に、「Alipay（支付宝）」「WeChat Pay（微信支付）」の導入拡大をいたしました。

（CSR活動の推進）

「CSR活動の推進」では、地域交流及び未来を担うこどもたちを応援する取組み

として、「ファミマこども食堂」を関東地方の5店舗で開催いたしました。店舗スペースを活用して地域のこどもたちや保護者が食事やコミュニケーションを楽しむ機会を提供するほか、店舗のバックヤード探検やレジ打ち体験等を通じて、ファミリーマートへの理解を深める取組みも併せ実施いたしました。

(ダイバーシティの推進)

「ダイバーシティの推進」では、多様な価値観を持つ社員が自分の強みを活かして新しい価値を生み出すための取組みを行いました。2018年6月には、店舗建設に関わる当社女性社員が、女性ならではの視点や工夫を多数取り入れた店舗を北陸地方に2店開店したほか、2019年2月には、四国地方の当社女性社員と店舗女性スタッフが、共同で発案した地産地消のパン「鳴門金時のうずうず塩デニッシュ」を発売いたしました。加えて、障がい者雇用に継続して取り組むとともに、店舗や農場、また2019年2月に移転した新本社等、障がいを持つ社員が活躍できる場を多方面に設けることで、誰でも働き甲斐のある職場環境の整備に努めてまいります。

当事業年度末の国内店舗数は16,430店（国内エリアフランチャイザー3社計917店を含む）となりました。海外事業では、台湾、タイ、中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びマレーシアにおいて7,384店となり、国内外合わせた全店舗数は23,814店となりました。

これらの結果、コンビニエンスストア事業の営業収益は5,277億1千9百万円（前事業年度比5.9%減）、セグメント損失（親会社の所有者に帰属する当期損失）は42億8千万円（前事業年度は親会社の所有者に帰属する当期損失12億8千5百万円）となりました。

② 総合小売事業

当事業年度において、当社が保有するユニー株式会社の全株式を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスに譲渡しており、総合小売事業セグメントのうち、ユニー株式会社及び同社の子会社の事業を非継続事業に分類しております。

総合小売事業の営業収益は6,401億4千万円（前事業年度比10.9%減）、セグメント利益（親会社の所有者に帰属する当期利益）は112億9千1百万円（同36.2%減）となりました。

事業部門	営業収益	親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）
コンビニエンスストア事業	527,719 百万円	△4,280 百万円
総合小売事業	640,140	11,291

(2) 設備投資の状況

当事業年度における企業集団の設備投資につきましては、コンビニエンスストア事業における新規出店や既存店改装等の店舗投資を中心に、総額 902 億 5 千万円の設備投資を実施いたしました。事業部門ごとの内訳は下表のとおりであります。

事業部門	設備投資額
コンビニエンスストア事業	78,474 百万円
総合小売事業	9,745
全社（共通）	2,031
合計	90,250

(注) 「全社（共通）」は、当社の設備投資額であります。

なお、コンビニエンスストア事業における設備投資の内訳は、店舗等の新設、改修等に関するものが 497 億 9 千 1 百万円、店舗等賃借に伴う敷金投資が 186 億 3 千 9 百万円、情報システム関連投資が 100 億 4 千 3 百万円であり、総合小売事業における設備投資の内訳は、店舗等の新設、改修等に関するものが 79 億 7 千 4 百万円、店舗等賃借に伴う敷金投資が 4 千 8 百万円、情報システム関連投資が 17 億 2 千 3 百万円であります。

(3) 資金調達の状況

上記(2)の設備投資などに必要な資金は、金融機関からの借入金、短期社債の発行及び自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の経済見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中において、景気は緩やかな回復が継続するものと予測されますが、業態を超えた競争環境の激化や根強い節約志向による消費マインドの低下、人手不足の深刻化の影響等から、依然として小売業界における先行きは不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような状況の中で、当社グループにおいては、『4つの挑戦』として、『加盟店支援の強化』を最優先事項としながら、『店舗収益力の強化』『デジタル推進』『株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの協業推進』の各取組みについて、スピード感を持って実行してまいります。

(加盟店支援の強化)

『加盟店支援の強化』では、セルフレジや新型発注端末等店舗運営の効率化に向け

た店舗投資を重点的に進めていくほか、協力派遣会社からの人材派遣対応範囲を全国規模へと順次拡大することで、人手不足や店舗人件費等のコスト増への対応を進めていきます。また、時間営業の実験に着手するほか、加盟店向け福利厚生等の各種制度改善や加盟店とチェーン本部との対話を更に充実させていきます。加えて、加盟店の廃棄ロス削減の取組みとして、中食商品のロングライフ化と共に、弁当や季節商品における予約販売強化に取り組んでまいります。

(店舗収益力の強化)

『店舗収益力の強化』では、商品力の強化を目的に、おむすびや弁当、FF（ファスト・フード）等の中食基軸商品の刷新を行うことで商品の基本価値を更に高めていくほか、冷凍食品売場の拡大や新型コーヒーマシンの全店導入等、新規什器の投入を積極的に行っていきます。また、2019年10月に予定されている消費増税を見据えた対応として、商品価格帯の見直しとその幅に広がりを持たせることで、新たな顧客層を獲得していきます。加えて、行政単位での店舗配置の再構築に基づくB&S（ビルド&スクラップ）を推進しながら三大都市圏への出店強化を図ることで、高質な店舗網の構築に努めていくほか、地域別の商品開発や店舗作り、地域販促等の地域に密着した取組みを更に強化することで、地域のお客様の気持ちに一番近いコンビニエンスストアを目指してまいります。

(デジタル推進)

『デジタル推進』では、グループ独自の電子マネー「FamiPay」を実装したスマートフォンアプリの提供を、2019年7月を目途に開始いたします。また、バーコード決済やポイントに関する領域では、オープン化戦略を拡大するほか、データを活用した新たなビジネスにも着手することで、デジタル戦略の推進を行ってまいります。

(PPIHとの協業推進)

『株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの協業推進』では、商品・サービスの共同開発、金融サービス分野での協業、海外事業の共同展開の各分野について、引き続き取り組みを進めてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

【日本基準】

区 分	第 35 期 (2016 年 2 月期)	第 36 期 (2017 年 2 月期)	第 37 期 (2018 年 2 月期)	第 38 期 (2019 年 2 月期)
営業総収入 (百万円)	427,676	894,994	—	—
経常利益 (百万円)	51,888	59,336	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	21,067	19,007	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	221.94	171.74	—	—
総資産 (百万円)	730,295	1,643,923	—	—
純資産 (百万円)	295,229	534,492	—	—
1株当たり純資産 (円)	2,987.34	4,104.88	—	—

【国際会計基準（IFRS）】

区 分	第 35 期 (2016 年 2 月期)	第 36 期 (2017 年 2 月期)	第 37 期 (2018 年 2 月期)	第 38 期 (2019 年 2 月期)
営業収益 (百万円)	424,435	843,815	637,013	617,174
税引前利益 (百万円)	35,830	33,695	5,874	4,225
親会社株主に帰属する 当期利益 (百万円)	17,763	21,585	33,656	45,370
基本的 1株当たり 当期利益 (円)	187.13	195.07	66.45	89.64
資産合計 (百万円)	728,976	1,667,074	1,731,787	1,372,117
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	271,876	517,842	543,235	568,762
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	2,864.20	4,089.07	1,073.29	1,123.78

- (注) 1. 第 37 期より会社計算規則第 120 条 1 項の規定により、国際会計基準（I F R S）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第 35 期及び第 36 期の国際会計基準（I F R S）に準拠した諸数値を記載しております。
2. 2016 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ユニーグループ・ホールディングス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を、また、当社を吸収分割会社、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の完全子会社であった株式会社サークルKサンクス（なお、2016 年 9 月 1 日付で商号を「株式会社ファミリーマート」に変更しております。）を吸収分割承継会社とする吸収分割を行っております。
3. 2019 年 2 月期第 2 四半期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2018 年 2 月期の国際会計基準（I F R S）については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
4. 2018 年 10 月に当社が保有するユニー株式会社の全株式を売却することを決定したため、2019 年 2 月期第 3 四半期において、同社及び同社の子会社の事業を非継続事業に分類しております。これに伴い、2018 年 2 月期の営業収益及び税引前利益の金額について、非継続事業を除いた継続事業の金額に組替を行っております。
5. 2019 年 3 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2018 年 2 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的 1 株当たり当期利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、同社は当社の株式を 63,632 千株（議決権比率 50.48%、間接所有 8.82%を含む）保有しております。当社は親会社から主として商品供給体制に対するアドバイス・サポートなどの協力を得ております。

②親会社との間の取引に関する事項

(イ) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同等の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

(ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は、取締役会における多面的な議論を経て、当該取引の実施の可否、条件の適正性・公平性を判断しており、当社の利益を害することはないと判断しております。事業運営に関しては、一定の協力関係を保持する必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の意見

該当事項はありません。

③子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ファミリーマート	8,380 百万円	100.00 %	コンビニエンスストア事業
株式会社ファミマ・リテール・サービス	300 百万円	100.00	会計事務等店舗関連サービス事業
株式会社 EVENTIFY	225 百万円	100.00	エンターテインメント事業
株式会社シニアライフクリエイト	280 百万円	95.43	宅配配食サービス事業
株式会社 UFI FUTECH	400 百万円	72.33	フィンテック関連事業
カネ美食品株式会社	2,002 百万円	53.14	惣菜等の製造・加工・卸売事業
全家便利商店股份有限公司	2,232 百万台湾ドル	50.00	コンビニエンスストア事業

(注) 1. 当社の議決権は間接所有を含んでおります。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 三丁目1番21号	512,647 百万円	795,635 百万円

(7) 重要な企業結合等の状況

- ① 2018年5月に、当社の子会社であったユニー株式会社は、同社を株式交換完全親会社、同社の子会社である株式会社UCSを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、株式会社UCSを完全子会社化しました。
- ② 2018年5月に、当社は、Urban Kirin Limitedに対し、当社の完全子会社であったUNY (HK) CO., LIMITEDの全株式を譲渡しました。
- ③ 2018年8月に、伊藤忠商事株式会社の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社が、公開買付により、当社の発行済株式の8.60%を取得しました。これにより、当社は、伊藤忠商事株式会社の子会社となりました。
- ④ 2019年1月に、当社は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（当時の商号は株式会社ドンキホーテホールディングス）に対し、当社が保有するユニー株式会社の全株式を譲渡しました。
- ⑤ 2019年2月に、当社は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの間で、当社の子会社であったカネ美食品株式会社の株式の一部（2,615,061株）を譲渡する旨の契約を締結しました。なお、この株式譲渡は2019年4月に実行される予定です。
- ⑥ 2019年4月に、当社は、当社の完全子会社である株式会社ファミリーマートとの間で、当社を吸収合併存続会社、株式会社ファミリーマートを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しました。なお、この吸収合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当し、株式会社ファミリーマートにおいては同法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、いずれの会社においても株主総会決議を経ずに、2019年9月に効力が発生することを予定しております。

(8) 主要な拠点

① 本社等

当 社	本社	東京都港区
子会社	株式会社ファミリーマート	東京都港区
	株式会社ファミマ・リテール・サービス	東京都豊島区
	株式会社 EVENTIFY	東京都豊島区
	株式会社シニアライフクリエイト	東京都港区
	株式会社 UFI FUTECH	東京都港区
	カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市
	全家便利商店股份有限公司	台湾台北市

(注) 当社は2019年2月12日付で、本店所在地を東京都港区へ変更いたしました。

②店舗数

会 社 名	地 域	店 舗 数
株式会社ファミリーマート	日本全国（宮崎県、鹿児島県、沖縄県を除く）	15,513
株式会社ファミリーマート合計		15,513
株式会社南九州ファミリーマート	宮崎県、鹿児島県	400
株式会社沖縄ファミリーマート	沖縄県	325
JR九州リテール株式会社	福岡県及びその他4県	192
国内エリアフランチャイザー合計		917
国内店舗数合計		16,430
全家便利商店股份有限公司	台湾	3,357
Central FamilyMart Co., Ltd.	タイ王国	1,035
上海福満家便利有限公司	中華人民共和国	2,569
広州市福満家連鎖便利店有限公司		
蘇州福満家便利店有限公司		
杭州頂全便利店有限公司		
成都福満家便利有限公司		
深圳市頂全便利店有限公司		
無錫福満家便利店有限公司		
北京頂全便利店有限公司		
東莞市頂全便利店有限公司		
VIET NAM FAMILY CONVENIENCE STORES COMPANY LIMITED FAMILYMART VIETNAM JOINT STOCK COMPANY		
PT. FAJAR MITRA INDAH	インドネシア共和国	122
Philippine FamilyMart CVS, Inc.	フィリピン共和国	69
Maxincome Resources Sdn. Bhd.	マレーシア	83
海外店舗数合計		7,384
ファミリーマートチェーン合計		23,814

(9) 従業員の状況
 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
コンビニエンスストア事業	13,531	(5,272)人
総合小売事業	1,287	(4,838)人
全社(共通)	321	(2)人
合計	15,139	(10,112)人

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額	
株式会社みずほ銀行	35,179	百万円
株式会社三井住友銀行	30,000	
株式会社三菱UFJ銀行	16,805	
三井住友信託銀行株式会社	10,000	
株式会社日本政策投資銀行	10,000	
信金中央金庫	10,000	

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 250,000,000 株

(注) 当社は、2018年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行可能株式総数は750,000,000株増加し、1,000,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 126,712,313 株

(うち自己株式の数 183,999 株)

(注) 当社は、2018年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行済株式総数は380,136,939株増加し、506,849,252株となっております。

(3) 株主数 22,483 名

(4) 大株主

氏名又は名称	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	52,507 千株	41.49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,675	14.75
伊藤忠リテールインベストメント合同会社	10,880	8.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,086	5.60
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,073	2.42
株式会社NTTドコモ	1,812	1.43
日本生命保険相互会社	1,553	1.22
BNPパリバ証券株式会社	1,432	1.13
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	1,325	1.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,242	0.98

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(126,528,314株)を基準に算出しております。

2. 当社は、2018年6月6日付の大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者の計2社が当社株式6,337,198株を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主」には含めておりません。

3. 当社は、2018年9月18日付の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者の計3社が当社株式6,439,250株を保有している旨の報告を受けてお

りますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主」には含めておりません。

4. 当社は、2019年2月7日付の変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者の計3社が当社株式12,289,178株を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主」には含めておりません。
5. 当社は、2019年3月6日付の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者の計2社が当社株式34,032,728株を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主」には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 柳 浩 二	社長執行役員
代表取締役副社長	中 山 勇	副社長執行役員 C S O (兼) 投融資委員長 株式会社ファミリーマート 取締役会長 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 会長 カネ美食品株式会社 取締役
代表取締役副社長	佐 古 則 男	副社長執行役員 社長補佐 ユニー株式会社 取締役社長 カネ美食品株式会社 取締役
代表取締役副社長	澤 田 貴 司	副社長執行役員 C V S 担当 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 利 夫	専務執行役員 C V S 担当補佐 株式会社ファミリーマート 取締役
取 締 役	越 田 次 郎	専務執行役員 経理財務本部長 ユニー株式会社 取締役 株式会社U C S 取締役
取 締 役	中 出 邦 弘	専務執行役員 C F O (兼) リスクマネジメント・コンプライアンス委員 長(兼)ガバナンス委員長
取 締 役	久 保 勲	専務執行役員 経営企画本部長 株式会社ファミリーマート 取締役
取 締 役	塚 本 直 吉	常務執行役員 C I O (兼) I T 推進本部長(兼)C V S システム部長 (兼)次世代プロジェクト室長 株式会社ファミリーマート 取締役 株式会社 U F I F U T E C H 代表取締役社長
取 締 役	玉 卷 裕 章	常務執行役員 プロジェクト担当
取 締 役	高 橋 順	執行役員 C A O (兼) C S R ・ 管理本部長(兼)社会・環境委員長

取締役	佐伯卓	東海旅客鉄道株式会社 社外取締役 株式会社大垣共立銀行 社外監査役
取締役	伊澤正	一般財団法人日中経済協会 理事長
常勤監査役	馬場康弘	株式会社ファミリーマート 監査役
常勤監査役	伊藤章	
監査役	高岡美佳	立教大学経営学部 教授 株式会社T S I ホールディングス 社外取締役 株式会社モスフードサービス 社外取締役 共同印刷株式会社 社外取締役 S G ホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	南谷直毅	南谷法律事務所 弁護士 CKD株式会社 社外監査役
監査役	青沼隆之	シティユーワ法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役佐伯卓氏及び取締役伊澤正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役馬場康弘氏、監査役高岡美佳氏、監査役南谷直毅氏及び監査役青沼隆之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役佐伯卓氏、取締役伊澤正氏、監査役高岡美佳氏、監査役南谷直毅氏及び監査役青沼隆之氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役佐伯卓氏、取締役伊澤正氏、監査役高岡美佳氏、監査役南谷直毅氏及び監査役青沼隆之氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。
5. 東海旅客鉄道株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。なお、株式会社大垣共立銀行は、当社の借入先であります。
6. 一般財団法人日中経済協会と当社との間に重要な取引関係はありません。
7. 立教大学、株式会社T S I ホールディングス、株式会社モスフードサービス、共同印刷株式会社及びS G ホールディングス株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。
8. 南谷法律事務所及びCKD株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。
9. シティユーワ法律事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。
10. 代表取締役澤田貴司氏及びその近親者が支配している株式会社リヴァンプ及びその子会社1社と当社グループの間には、販促等のコンサルティング、システム開発及びCM企画に係る業務委託の取引関係があります。
11. 代表取締役佐古則男氏、取締役越田次郎氏及び取締役玉巻裕章氏は、2019年2月28日をもって辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	名 14（3）	百万円 263（22）
監査役（うち社外監査役）	6（5）	65（38）
合計	20（8）	328（60）

(注) 1. 上記には、2018年5月24日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。

2. 上記のほか、子会社の役員を兼務する取締役及び監査役に対し、子会社から役員報酬を支給しております。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は、22百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、上記(1)に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
佐 伯 卓	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会の90%に出席し、主に上場企業の経営者及び他社の社外取締役としての豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。
伊 澤 正	社 外 取 締 役	社外取締役就任後に開催された取締役会の93%に出席し、主に官房審議官及び外交官としての豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。
馬 場 康 弘	社 外 監 査 役	常勤監査役として、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席し、主に親会社での経理、財務等の分野における豊富な経験及び知見に基づき、適宜、質問又は意見等の発言を行うとともに、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書等の重要文書の閲覧、関係会社への往査等を実施しております。また、監査役会議長として、監査役会の円滑な運営を図っております。

高岡美佳	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会の95%及び監査役会の91%に出席し、主に大学での研究に基づく経済学、経営学等に関する専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。
南谷直毅	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席し、主に弁護士及び他社の社外監査役としての経験及び知見に基づく専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。
青沼隆之	社外監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席し、主に検事・弁護士としての経験及び知見に基づくコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する専門的見地から、適宜、質問又は意見等の発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	115 百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	441

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当連結会計年度において連結の範囲から除外されたユニー株式会社及び同社の子会社が支払った報酬は上表に含めておりません。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、内部統制機能の強化に係る助言・指導業務等に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当することが認められる場合であって、会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないなど、会計監査人を解任すべきまたは再任すべきでないとは判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針並びに体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制の概要

① 当社及び当グループ各社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社では、取締役会を、原則、毎月 1 回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとします。また、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否か監査するものとします。
- 2) 当社では、当グループ全体のコンプライアンスに関する活動を横断的に統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当グループ各社からの定期的な報告を通じて、当グループ全体のコンプライアンス体制の整備・運用状況等を確認するとともに、方針・計画を審議するものとします。また、コンプライアンスに関する周知活動を行うため専門の部門として法務部を設置するとともに、当グループの主要な会社に推進責任者を設置し、コンプライアンスの徹底をはかるものとします。
- 3) 当社は、グループ行動規範、コンプライアンス規程を制定し、当グループの取締役、執行役員及び従業員はこれらの規程等を遵守するものとします。
- 4) 当社では、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、監査室は、倫理・法令の遵守状況等につき定期的な監査を行うものとします。
- 5) 当社及び当グループ各社に内部情報提供制度等を設け、社内外に情報提供の窓口を設置することで、コンプライアンス違反の行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。なお、内部情報提供制度に関する規程等において、情報提供者に対し、内部情報の提供を理由とするいかなる不利な取扱いも行ってはならない旨定め、当グループの取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守するものとします。
- 6) 当社及び当グループ各社は、反社会的勢力を排除し関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し対応をはかるものとします。また、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化をはかり、組織としての対応に努めるものとします。

② 当社及び当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社では、当社及び当グループ各社が直面する可能性のあるリスクの管理に関する活動を横断的に統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当グループ各社からの定期的な報告を通じて、当グループ全体のリスク管理体制の整備及び運用状況等を確認するとともに、方針・計画を審議するものとします。また、リスク管理の推進、徹底活動を行うため専門の部門として法務部を設置するとともに、当グループの主要な会社に推進責任者を設置し、リスク管理を推進するものとします。
- 2) 当社は、リスクマネジメント規程を制定し、当社及び当グループ各社は、各部門が直面する可能性のあるリスクを定期的に分析・評価のうえ、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備してリスクを適切に管理するものとします。
- 3) 当社は、投融資委員会を設置し、当社及び当グループ各社における重要な投融資案件等について事前審査を行い、経営会議に諮るものとします。
- 4) 当社の監査室は、リスク管理の状況等につき定期的な監査を行うものとします。
- 5) 当社及び当グループ各社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対する社会的使命を果たすことを目的として、危機管理規程、事業継続計画（BCP）等を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。

③ 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 当社は、グループ統一経理規程、経理規程、財務報告に係る内部統制規程その他の規程を整備するとともに、CFO(Chief Financial Officer)を設置し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し連結ベースでの財務報告の適正性及び信頼性を確保するために必要な体制を整備するものとします。
- 2) 当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善をはかります。また、監査室は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。

④ 当社及び当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、当社及び当グループ各社における重要な業務執行の決定における諮問等を行う会議体として、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとします。
- 2) 当社では、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとします。
- 3) 当社及び当グループ各社は、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にすることで、業務執行の適正化をはかるものとします。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類（電磁的媒体を含みます。）に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について、法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が、上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。

⑥ 当社並びにその親会社及び当グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、当グループ各社の自主性を尊重しつつ、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。
- 2) 当社は、関係会社管理規程に基づき当グループ各社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、当グループの主要な会社との間で経営指導契約を締結することで、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努めるものとします。
- 3) 当社では、関係会社管理規程において、経営管理等の指針を明確にし、当グループ各社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認を要する事項とし、また、当社への報告を要する事項を定め、当社への報告を義務づけ、適宜、当グループ各社からの報告を受けるものとします。
- 4) 当社では、主要な内部統制項目について、当グループ各社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備及び運用を支援し、個別の状況に応じてその管理にあたるものとします。また、当グループ各社に、事業実態に応じた規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、当グループ各社への教育・研修の実施などにより当グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。
- 5) 当グループ各社の監査部門と当社の監査室が連携し、また、当グループ各社の監査役と当社の監査役会との定期的な連絡会を開催することで、情報交換、施策の連動等を行い、当グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。
- 6) 当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、当グループ各社の監査を実施又は統括することで、当社及び当グループ各社の適正な内部統制の構築について監視及び指導するものとします。また監査室は、当グループ全体の内部統制の構築状況について、定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとします。
- 7) 当社の親会社とは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携をはかるものとし、当社における一定の重要事項については、親会社との間で協議・報告する体制を整備するものとします。また、親会社及びそのグループ会社との間の取引については、法令に従い適切に行うものとします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社では、監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置するとともに、専任の従業員を置くものとし、監査役は、監査業務に必要な事項について当該従業

当事業年度（2018年3月1日から2019年2月28日まで）における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム

当社では、代表取締役社長の諮問機関として、過半数を独立社外役員等で構成するガバナンス委員会を設置し、本基本方針に基づく内部統制の構築（整備・運用）状況を確認する体制としています。

また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、四半期に一度開催しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会には常勤監査役も出席し、意見を述べています。

1) コンプライアンス

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当グループ各社で開催しているコンプライアンスに関する委員会等の報告を受け、コンプライアンス状況を確認し、コンプライアンス体制の充実に努めています。当グループ各社は、役職員に対する教育・研修活動、内部情報提供制度・相談窓口の設置などを継続的に実施しています。

2) リスクマネジメント

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当グループ各社で開催しているリスクマネジメントに関する委員会等の報告を受け、当グループ全体のリスクを統合したリスクマップを作成するなどして、リスク管理状況を確認しています。当グループ各社は、リスクを定期的に分析・評価したうえ、当該リスクについて主体的に管理しています。

また、当社及び当グループ各社における重要な投融资案件について審査する投融资委員会を設置し、当事業年度においては18回開催しています。

3) 重要な会議の開催状況等

取締役会は、13名の取締役（うち独立社外取締役2名）で構成され、監査役5名（うち社外監査役4名）も出席しております。当事業年度においては21回開催し、会社の重要な業務執行の決定と職務の監督を行っています。当グループ各社の重要な業務執行の決定における諮問等を行う経営会議は18回開催しています。また、会議体の議事録についても正確に記録・作成し適切な情報の保存及び管理を行っています。なお、取締役の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、業務分担を定め、各役職者の職務権限及び責任の明確化をはかっています。

4) グループ会社管理体制

当社から当グループ各社への取締役及び監査役の派遣、関係会社管理規程に基づく経営管理及び経営指導を行うほか、主要な事業会社との間で経営指導契約を締結して業務の適正化を推進しています。

また、関係会社管理規程において当社の事前承諾を要する事項、当社への報告事項を定め、子会社の重要事項について当社取締役会、経営会議等において審議しています。

リスク管理面においては、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置やコンプライアンス教育の実施等、当グループ各社毎に取り組んでおり、当社はそれらの状況に応じ、コンプライアンス・リスクマネジメント等の教育・研修の実施、研修資料の提供を行っているほか、関連規程や体制の整備について助

言・指導を行い、グループ会社を含めた内部統制の推進をはかっています。

5) 財務報告の適正性確保

経理や財務報告に係る内部統制に関する規程を整備するとともに、CFO (Chief Financial Officer) を設置し、財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制の充実をはかっています。

6) 内部監査

代表取締役社長直轄の監査室は、当社及び主要な事業会社のコンプライアンス、リスクマネジメント、財務報告の適正性 (J-SOX) 等の監査の状況を把握するほか、本基本方針に基づく内部統制システムの監査を実施しています。

② 監査役監査の実効性

監査役会は、5名 (うち社外監査役4名) で構成され、当事業年度においては12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。監査役の職務を補助するため、監査役会事務局に専任の従業員を2名置いています。

監査役会において定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役が経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会その他重要な会議へ出席し、また重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役との定期会合 (月1回) 等により、監査の実効性の向上を図っています。その他、内部情報提供制度等の状況について報告を受け、また、監査室とは、定期会合 (月1回) を設け情報交換・監査結果の報告等を受けています。さらに、会計監査人とは、会計監査の状況、子会社の監査結果等の報告を受ける機会を設け、重要課題等について意見交換を行っています。

グループ会社の監査役とは、グループ監査役連絡会を定期的で開催し、研修や議論を通じて監査方針等の情報共有やグループ内部統制の徹底をはかっています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

第38期 会社法計算書類

(2018年3月1日から)
(2019年2月28日まで)

1. 連結財政状態計算書
2. 連結損益計算書
3. 連結持分変動計算書
4. 連結注記表
5. 貸借対照表
6. 損益計算書
7. 株主資本等変動計算書
8. 個別注記表

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

連結財政状態計算書

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	603,865	流 動 負 債	450,944
現金及び現金同等物	353,498	営業債務及びその他の債務	210,903
営業債権及びその他の債権	147,750	預 り 金	132,500
その他の金融資産	12,857	社 債 及 び 借 入 金	39,723
棚 卸 資 産	17,956	リ ー ス 債 務	26,270
その他の流動資産	25,822	未 払 法 人 所 得 税 等	4,659
小 計	557,884	そ の 他 の 流 動 負 債	27,998
売却目的で保有する資産	45,981	小 計	442,053
非 流 動 資 産	768,253	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	8,891
有形固定資産	254,540	非 流 動 負 債	331,436
投資不動産	12,105	社 債 及 び 借 入 金	173,152
の れ ん	142,732	リ ー ス 債 務	82,831
無 形 資 産	56,833	そ の 他 の 金 融 負 債	14,489
持分法で会計処理されている投資	23,224	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,281
敷 金	89,813	引 当 金	36,812
その他の金融資産	115,580	そ の 他 の 非 流 動 負 債	8,873
繰 延 税 金 資 産	60,879	負 債 合 計	782,380
その他の非流動資産	12,547	資 本	
資 産 合 計	1,372,117	親会社の所有者に帰属する持分	568,762
		資 本 金	16,659
		資 本 剰 余 金	236,747
		自 己 株 式	△1,185
		その他の資本の構成要素	6,773
		利 益 剰 余 金	309,768
		非 支 配 持 分	20,975
		資 本 合 計	589,737
		負 債 及 び 資 本 合 計	1,372,117

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
営 業 収 益	617,174
売 上 原 価	△141,764
営 業 総 利 益	475,410
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△423,857
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	△2,070
そ の 他 の 収 益	6,077
そ の 他 の 費 用	△51,665
金 融 収 益	2,409
金 融 費 用	△2,079
税 引 前 利 益	4,225
法 人 所 得 税 費 用	20,574
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	24,798
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	32,517
当 期 利 益	57,316
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	45,370
非 支 配 持 分	11,946
当 期 利 益	57,316

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産
2018年3月1日残高	16,659	236,785	△1,104	△565	228	16,262
当期利益						
その他の包括利益				△316	△216	△4,738
当期包括利益合計	—	—	—	△316	△216	△4,738
自己株式の取得			△83			
自己株式の処分		1	1			
配当金						
支配の喪失とならない子会社に対する所有持分の変動		△39				
子会社の支配喪失に伴う変動						
その他		0				
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替						△3,875
その他の資本の構成要素から非金融資産等への振替					△7	
所有者との取引額合計	—	△37	△82	—	△7	△3,875
2019年2月28日残高	16,659	236,747	△1,185	△881	5	7,649

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度の再測定	合計				
2018年3月1日残高	—	15,925	274,970	543,235	45,424	588,659
当期利益			45,370	45,370	11,946	57,316
その他の包括利益	1,227	△4,043		△4,043	△737	△4,780
当期包括利益合計	1,227	△4,043	45,370	41,327	11,209	52,536
自己株式の取得				△83		△83
自己株式の処分				2		2
配当金			△15,121	△15,121	△15,834	△30,954
支配の喪失とならない子会社に対する所有持分の変動				△39	△6,646	△6,684
子会社の支配喪失に伴う変動					△13,203	△13,203
その他			△552	△552	25	△527
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△1,227	△5,102	5,102	—		—
その他の資本の構成要素から非金融資産等への振替		△7		△7		△7
所有者との取引額合計	△1,227	△5,109	△10,571	△15,799	△35,658	△51,457
2019年2月28日残高	—	6,773	309,768	568,762	20,975	589,737

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

子会社の数

27社

主要な子会社の名称

(株)ファミリーマート、全家便利商店股份有限公司、(株)ファミマ・リテール・サービス、(株)UFI FUTECH、(株)シニアライフクリエイト、(株)EVENTIFY、カネ美食品(株)

当連結会計年度において、新規設立により2社を子会社として連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社が保有するユニー株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、ユニー株式会社及び同社の子会社である株式会社UCS、株式会社サン総合メンテナンス他6社を連結の範囲より除外しております。これに伴い、ユニー株式会社及び同社の子会社の事業を非継続事業に分類しており、支配の喪失日までの純損益を「非継続事業からの当期利益」として表示しております。

また、上記以外に株式の譲渡等によりUNY (HK) CO., LIMITED他子会社3社を連結の範囲より除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

関連会社及び共同支配企業の数

19社

主要な関連会社及び共同支配企業の名称

(株)沖縄ファミリーマート、(株)南九州ファミリーマート、Central FamilyMart Co., Ltd.、上海福満家便利有限公司、広州市福満家連鎖便利店有限公司、蘇州福満家便利店有限公司、ポケットカード(株)、(株)ライブ・ビューイング・ジャパン

当連結会計年度において、当社が保有するユニー株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、同社の関連会社5社を持分法適用の範囲より除外しております。

また、上記以外に株式の譲渡等により関連会社及び共同支配企業3社につき持分法適用の範囲より除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社により直接又は間接に支配されている企業をいいます。当社により直接又は間接に支配されているかどうかの判断にあたっては、その企業の業績の結果によって変動するリターンへのエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有しているかどうかを、議決権の保有状況のほか、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは取締役の過半が当社及び子会社より派遣されている役員及び従業員で占められているか等、支配の可能性を示す諸要素を総合的に勘案して決定しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力を有しているかどうかの判定にあたっては、議決権の保有状況のほか、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは全取締役のうち当社及び子会社より派遣されている役員及び従業員が占める割合等の諸要素を総合的に勘案して決定しております。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、以後は持分法によって会計処理しております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

③ 共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する契約上の取決めをいいます。当社グループはその共同支配の取決めへの関与を、当該取決めの当事者の権利及び義務に応じて、共同支配事業（取決めに関連して当社グループが資産への権利を有し、負債への義務を負う場合）と共同支配企業（当社グループが取決めの純資産に対する権利のみを有する場合）に分類しております。当社グループが有する共同支配事業については、その持分に係る資産、負債、収益及び費用を認識し、共同支配企業に対する投資については、持分法によって処理しております。

(2) 企業結合

企業結合（共通支配下の取引を除く）は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債の純額及び取得企業が発行した資本持分の取得日公正価値の合計額として測定されます。取得対価、被取得企業のすべての非支配持分及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の総計が識別可能な資産及び引き受けた負債を超過する場合は、その超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、その下回る額を直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生した期間において費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、測定期間）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び引き受けた負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で認識及び測定しております。

- ・ IAS第12号「法人所得税」に従って認識及び測定される繰延税金資産又は繰延税金負債
- ・ IAS第19号「従業員給付」に従って認識及び測定される従業員給付契約に関連する資産又は負債
- ・ IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定される被取得企業の株式報酬契約に関する負債
- ・ IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って分類・測定された非流動資産又は処分グループ

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合であります。当社は、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

貨幣性項目の換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括

利益を通じて測定される金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動のない限りその期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額の累積額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は、当社グループが契約の当事者となる時点で当初認識し、その時点において、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

公正価値で測定される負債性金融商品については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、満たさない場合は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

また、負債性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は、減損損失（又は戻し入れ）及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産及びその他の包括利益を通じて測定される負債性金融商品については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

評価時点において契約上の支払期日を経過している場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、一部の債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てる場合など、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っております。当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当社グループが契約の当事者となる時点で当初認識し、その時点において、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接関連する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

ヘッジ会計に関する要件を満たすキャッシュ・フロー・ヘッジは、以下のように会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合などヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、将来キャッシュ・フローが発生するか、当該金額が損失で回収の見込まれない金額を純損益に振り替えるまで、引き続き資本に計上しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、見積販売コストを控除した額であります。取得原価は、主として棚卸資産の販売価額から適切な売上総利益を減額することにより算出される売価還元法を用いて測定しており、その適用結果が原価と近似するように、利益率を算出するための棚卸資産のグルーピングを見直しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年－50年
- ・機械装置及び運搬具 2年－17年
- ・工具器具及び備品 2年－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数（3年～50年）にわたって、定額法により算定しております。

(9) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載しております。

当初認識後においては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産

単独で取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれんとは分離して識別され、取得日の公正価値で認識されます。

無形資産は原価モデルを採用し、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関係 10年－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(10) リース

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、契約の履行が特定の資産又は資産グループの使用に依存しているか、及び契約により当該資産の使用権が移転するかに基づき、リース開始日における契約の実質に基づき判断しております。

① 借手側

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。支払リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、支払リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

② 貸手側

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リース期間の起算日にリース開始日の正味リース投資未回収額を債権として認識し、受取リース料は、利息法に基づき金融収益とリース債権の回収額に配分し、金融収益は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の収益として認識しております。

(11) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、毎期同じ時期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、報告期間の末日において減損の戻入の兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失の戻入は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として行います。

(12) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した金額を対応する期間に応じて費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員が関連する勤務を提供した期間に、費用として認識しております。賞与については、それらを支払う法的債務又は推定的債務を負っており、信頼性のある見積りが可能である場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時間の経過に伴う引当金の増加額は金融費用として認識しております。

資産除去債務

主に原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込額を資産除去債務として計上しております。

(14) 金融保証契約

当社グループは、被保証人において特定の債務不履行があった場合に、保証人として被保証人に代わって当該債務の弁済を行う、もしくは金銭による補償を行うことを約する金融保証契約等を締結しており、当該契約等の履行に伴う損失の発生可能性が高くなった場合には、損失発生見込額を債務保証引当金として認識いたします。

(15) 収益

当社グループでは、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております（IFRS第9号に基づく利息及び配当収益、IAS第17号に基づく受取リース料等を除く）。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、小売チェーンとして、コンビニエンスストア及び総合小売店を運営しております。

当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、開店準備作業、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤリティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

当社グループは直営店舗の来店客に対して、食品や日用品等の消費財を販売しており、これら物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

履行義務を識別するに際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、次の指標を考慮しております。

- ・顧客に対する物品若しくは役務の提供又は注文の履行について、第一義的な責任を有しているか
- ・顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に在庫リスクを負っているか
- ・直接的又は間接的に価格を決定する権利を有しているか

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額を取引価格とし、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた純額を取引価格としております。

値引、割引、リベート等の顧客に支払われる対価は取引価格から減額しております。

顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

(16) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、報告期間の末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

(18) 売却目的で保有する資産及び非継続事業

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

非継続事業は、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、当社グループの一つの事業もしくは地域を構成し、その一つの事業もしくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

(19) 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と処分価格との差額は、その他の資本剰余金として認識されません。

(20) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められております。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されております。

(21) フランチャイズ契約

コンビニエンスストア事業においては、フランチャイズ契約に基づき、加盟者は株式会社ファミリーマート等のフランチャイズ・チェーン本部からコンビニエンスストア店の運営に関する助言や各種サービスの提供を受け、その対価として、各店舗の営業総利益の一定料率をロイヤリティとして継続的に支払います。

各加盟店は、本部が提供する情報システムを通じて商品の発注を行い、本部は各加盟店に代わって仕入先に対して一括してその代金を支払うとともに、加盟店に対する債権を計上いたします。

また各加盟店は毎日、売上金及び代行収納した公共料金等を本部に送金いたします。このうち公共料金等の預り金については、公共サービス事業者等に対する債務が計上され、連結財政状態計算書の「預り金」に含まれております。

加盟店を代行して行う仕入金等の支払額と、加盟店から日々送金される売上金は、加盟店との債権債務の純額を表示するため、相互に相殺されます。加盟店貸勘定及び加盟店借勘定は、この純額後の残高を表しており、それぞれ連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」及び「営業債務及びその他の債務」に含まれております。

5. 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

	IFRS	新設・改訂の概要
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益認識に関する会計処理を改訂

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下「IFRS第15号」という。）を当連結会計年度より適用しております。

IFRS第15号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております（IFRS第9号に基づく利息及び配当収益、IAS第17号に基づく受取りリース料等を除く）。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、小売チェーンとして、コンビニエンスストア及び総合小売店を運営しております。

当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、開店準備作業、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤリティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

当社グループは直営店舗の来店客に対して、食品や日用品等の消費財を販売しており、これら物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

履行義務を識別するに際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、次の指標を考慮しております。

- ・顧客に対する物品若しくは役務の提供又は注文の履行について、第一義的な責任を有しているか
- ・顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に在庫リスクを負っているか
- ・直接的又は間接的に価格を決定する権利を有しているか

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額を取引価格とし、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた純額を取引価格としております。

値引、割引、リベート等の顧客に支払われる対価は取引価格から減額しております。

顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

この基準の適用が、当社グループの連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 会計上の見積りの変更

当連結会計年度において、株式会社ファミリーマートが店舗競争力の強化を目的に新型SAT（店舗での発注端末）及び次期コーヒー什器等の導入を決定したことに伴い、同社が保有する工具器具及び備品のうち、除却が見込まれる資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の税引前利益は4,728百万円減少しております。

7. 表示方法の変更

前連結会計年度まで、営業収益から売上原価、販売費及び一般管理費、持分法による投資損益、その他の収益及びその他の費用を加減算した金額を「営業利益」として表示しておりましたが、当連結会計年度より当該表示を取り止めております。これは、当社グループが属する業界における開示実務を踏まえて連結損益計算書の表示を再検討した結果、当該変更が連結計算書類の利用者にとって目的適合性のより高い情報を提供すると判断したためであります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保提供資産

敷金	89,813百万円
その他の金融資産	21百万円
計	89,833百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産

営業債権及びその他の債権	102百万円
その他の金融資産	10百万円
その他の流動資産	0百万円

(2) 非流動資産

敷金	57百万円
その他の金融資産	1,743百万円
その他の非流動資産	251百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 260,264百万円

4. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 7,026百万円

5. 保証債務

次の会社に対して、債務保証を行っております。

(1) 金融機関からの借入金に対する債務保証

Central FamilyMart Co.,Ltd. 3,678百万円

(2) 機械導入に関する契約の履行に対する債務保証

ジャパンフードサプライ㈱ 934百万円

(3) コンビニエンスストア商品製造メーカーがジャパンフードサプライ㈱に対して負っている仕入債務等に対する債務保証

シノプフーズ㈱他31社 19,875百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 126,712,313株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月11日 取締役会	普通株式	7,086	56.00	2018年2月28日	2018年5月7日
2018年10月11日 取締役会	普通株式	8,035	63.50	2018年8月31日	2018年11月9日

(注) 当社は、2019年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。基準日が2019年2月28日以前の「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年4月10日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を、次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
10,186	利益剰余金	80.50	2019年2月28日	2019年5月7日

(注) 当社は、2019年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や限度額等を定めた社内規定に基づき、決裁者の承認を得て行っております。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループの信用リスクの最大値は、営業債権及びその他の債権、敷金、その他の金融資産のうち資本性金融資産を除くもの、並びに保証債務残高の合計額であります。

加盟店貸勘定及び未収入金等の営業債権については、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関連会社、共同支配企業及びその他の取引先に対する貸付金及び債務保証については、これらの貸付先の株主総会における議決権行使や役員派遣による経営管理・指導、又は、財政状態についての情報収集・評価により、回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図っております。

預け金は、主に同一の親会社を持つ企業への寄託金であり、同社の信用リスクにさらされております。

その他、敷金、建設協力金及び立替金等については、相手先の財政状態について情報を収集・評価することにより、回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図るとともに、必要に応じて担保・保証などの保全処置も講じております。

IFRS第9号の減損の要求事項の適用を受けないデリバティブ資産については、信用格付けの高い金融機関とのみ取引を行っているため信用リスクは僅少であります。また、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループでは、一部の債権につき、延滞状況や債権が発生した取引の性質に基づいて債権をグループ化した上で、集散的に貸倒引当金を測定しております。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、営業取引や設備投資に係る資金調達に充当するため、コマーシャル・ペーパー、借入金、ファイナンス・リース等を利用しており、流動性リスクに晒されております。

当社グループは、資金調達手段の多様化を図り、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより流動性リスクの低減を図っております。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、為替相場の状況により、外貨建ての借入金について通貨スワップ取引等を利用し、為替の変動リスクをヘッジしております。従って、当社グループでは為替リスクに対するエクスポージャーは限定的となっており、為替変動が連結損益計算書の税引前利益に与える影響は軽微であります。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、資金調達活動について、主として固定金利によっております。一部の借入金については金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用し、金利の変動リスクをヘッジしております。従って、当社グループでは金利リスクに対するエクスポージャーは限定的となっており、金利変動が連結損益計算書の税引前利益に与える影響は軽微であります。

(5) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資金運用を行う場合は安全性の高い負債性金融商品（債券等）に限定して行っております。

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。保有している資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年2月28日現在における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

なお、下表には売却目的保有に分類した金融資産のうち、IFRS第5号の測定の要求事項が適用されないものを含めております。当該金融資産は連結財政状態計算書において、「売却目的で保有する資産」に含めて表示しております。
(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
敷金	90,101	89,040
株式	27,228	27,228
その他の金融資産	102,499	106,792
金融負債		
社債及び借入金	173,152	171,767
リース債務	82,831	81,916
デリバティブ負債	74	74
その他の金融負債	14,446	14,433

公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(株式)

上場株式は取引所の価格によっております。非上場株式は、財務指標等をインプットとして使用した類似企業比較法又は純資産に基づく評価モデル等により算定しており、EBITDA倍率等の観察可能でないインプットを用いております。

(償却原価で測定される金融商品及びリース債務)

社債及び借入金のうち社債の公正価値は、活発ではない市場における公表価格によっております。その他の金融資産及び負債の公正価値は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。割引率は、金利のある金融商品については新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を用い、金利のない金融商品については、残存期間に対応する国債の利回り等の適切な指標に信用リスクを加味した利率を用いております。

なお、報告期間の末日から短期間で決済される金融商品など、公正価値が帳簿価額と一致又は近似している金融資産及び負債は上表に含めておりません。

(デリバティブ負債)

取引金融機関が算定した観察可能なインプット情報のみに基づいております。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

一部の子会社では、埼玉県及びその他の地域において賃貸用の物流センター等（土地を含む。）を所有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

連結財政状態計算書計上額	公正価値
12,105百万円	15,541百万円

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の独立した不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,123円78銭
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	43円42銭
非継続事業	46円22銭
合計	89円64銭

(注) 当社は、2019年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は、2018年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るものであります。

(2) 株式分割の方法

①分割の方法

2019年2月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	126,712,313株
今回の分割により増加する株式数	380,136,939株
株式分割後の発行済株式総数	506,849,252株
株式分割後の発行可能株式総数	1,000,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2019年2月13日
基準日	2019年2月28日
効力発生日	2019年3月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は(1株当たり情報に関する注記)に記載しております。

(追加情報)

繰越欠損金の発生及び繰延税金資産の計上

当社は、当社が保有するユニー株式会社の全株式を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（旧株式会社ドンキホーテホールディングス）に対し、2019年1月4日に譲渡いたしました。これに伴い、税務上の株式売却損等により生じた繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上したことにより、法人所得税費用（貸方）20,298百万円を計上しております。

カネ美食品株式会社株式の一部譲渡

(1) 取引の概要

当社は、2019年2月27日付の取締役会決議により、当社が保有するカネ美食品株式会社の株式を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（旧株式会社ドンキホーテホールディングス）に一部譲渡することを決定し、2019年4月12日に譲渡が実行される予定であります。

(2) 株式の譲渡価額及び株式譲渡前後の所有割合の状況

① 譲渡価額	7,892百万円
② 譲渡前の議決権所有割合	53.14%
③ 譲渡後の議決権所有割合	26.57%（注）

（注）本株式譲渡により、当社はカネ美食品株式会社に対する支配を喪失いたします。

(3) 今後の業績に与える影響

本株式譲渡が連結計算書類に与える影響は、現在算定中であります。

(その他の注記)

減損損失

(1) 有形固定資産、無形資産及び持分法で会計処理される投資等

当社グループは、主に店舗を資金生成単位として回収可能価額を見積もっております。ただし、遊休資産等については、個別の資産を資金生成単位としております。

当社グループは、当連結会計年度において25,601百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。これらは、主に収益性が著しく低下した店舗の資産（建物及び構築物、工具器具及び備品等）及び持分法で会計処理される投資について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の見積りに用いた割引率は、税引前加重平均資本コスト（5.0%）を使用しております。公正価値については、当該不動産の所在する国の評価基準に従った、社外の独立した不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

(2) のれん

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、原則として経営者が承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コスト（5.0%～8.8%）により現在価値に割引いて算定しております。事業計画の対象期間を超えるキャッシュ・フロー予測のために用いた成長率は、資金生成単位が属する市場もしくは国における長期平均成長率を勘案し、これを超えない範囲で決定しております（0.0%程度）。

当社グループは、当連結会計年度において9,139百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

支配の喪失

(子会社の売却)

(1) UNY (HK) CO., LIMITEDの売却

当社は、2018年5月24日において、当社が保有するUNY (HK) CO., LIMITEDの全株式をUrban Kirin Limitedに譲渡する契約を締結し、2018年5月31日をもって売却いたしました。これにより、3,884百万円の関係会社株式売却益を計上しており、当該売却益は連結損益計算書の「その他の収益」に含めております。

(2) ユニー株式会社及び同社の子会社の売却

当社は、2018年10月11日開催の取締役会において、当社が保有するユニー株式会社の全株式を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（旧株式会社ドンキホーテホールディングス）に譲渡することを決議し、2019年1月4日に譲渡が完了いたしました。また本株式譲渡に伴い、同日付でユニー株式会社及び同社の子会社に対する支配を喪失いたしました。

① 支配喪失日現在の資産及び負債の主な内訳

	金額
	百万円
流動資産	
現金及び現金同等物	42,813
営業債権及びその他の債権	145,811
その他の金融資産	2,974
棚卸資産	37,910
その他の流動資産	6,184
流動資産合計	235,692
非流動資産	
有形固定資産	113,434
投資不動産	123,564
無形資産	3,610
持分法で会計処理されている投資	231
敷金	25,015
その他の金融資産	7,881
退職給付に係る資産	1,530
繰延税金資産	4,234
その他の非流動資産	1,112
非流動資産合計	280,612
資産合計	516,304
流動負債	
営業債務及びその他の債務	144,891
預り金	17,338
社債及び借入金	160,860
リース債務	8
未払法人所得税等	2,651
その他の流動負債	28,285
流動負債合計	354,033
非流動負債	
社債及び借入金	69,230
リース債務	9
その他の金融負債	36,148
引当金	19,886
その他の非流動負債	8,462
非流動負債合計	133,735
負債合計	487,768

② 支配喪失に伴う損益

ユニー株式会社及び同社の子会社に対する支配の喪失に伴って認識した関係会社株式売却益は11,079百万円であり、連結損益計算書上、「非継続事業からの当期利益」に含めて計上されております。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	213,253	流動負債	63,549
現金及び預金	35,756	一年内返済予定の長期借入金	16,047
前払費用	89	未払金	1,906
繰延税金資産	1,086	未払法人税等	280
未収入金	26,209	未払費用	127
未収還付法人税等	89	預り金	45,009
預け金	150,000	賞与引当金	42
その他	25	役員賞与引当金	123
固定資産	582,382	その他	16
有形固定資産	2	固定負債	173,961
無形固定資産	201	社債	40,000
投資その他の資産	582,180	長期借入金	132,369
投資有価証券	44	その他	1,592
関係会社株式	530,536	負債合計	237,510
関係会社長期貸付金	300	(純資産の部)	
繰延税金資産	49,616	株主資本	558,177
敷金	1,490	資本金	16,659
その他	195	資本剰余金	244,151
資産合計	795,635	資本準備金	17,057
		その他資本剰余金	227,094
		利益剰余金	298,771
		利益準備金	2,668
		その他利益剰余金	296,103
		別途積立金	199,254
		繰越利益剰余金	96,849
		自己株式	△1,403
		評価・換算差額等	△51
		繰延ヘッジ損益	△51
		純資産合計	558,126
負債・純資産合計	795,635		

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年 3月 1日 から)
(2019年 2月 28日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 入		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	22,155	
関 係 会 社 経 営 指 導 料	1,558	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	381	
そ の 他 の 営 業 収 入	420	24,515
営 業 総 収 入		24,515
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,128
営 業 利 益		20,387
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,194	
受 取 配 当 金	2	
そ の 他	49	1,246
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	280	
そ の 他	128	408
経 常 利 益		21,225
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	175	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	15,168	15,343
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4	
そ の 他	26	30
税 引 前 当 期 純 利 益		36,538
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△3,346	
法 人 税 等 調 整 額	△19,796	△23,142
当 期 純 利 益		59,681

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2018年3月1日残高	16,659	17,057	227,093	244,150	2,668	199,254	52,289	254,211
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△15,121	△15,121
当期純利益							59,681	59,681
自己株式の取得								
自己株式の処分			1	1				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	—	—	44,560	44,560
2019年2月28日残高	16,659	17,057	227,094	244,151	2,668	199,254	96,849	298,771

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
2018年3月1日残高	△1,321	513,698	34	△418	△384	513,314
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△15,121				△15,121
当期純利益		59,681				59,681
自己株式の取得	△83	△83				△83
自己株式の処分	1	2				2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△34	367	333	333
事業年度中の変動額合計	△82	44,479	△34	367	333	44,812
2019年2月28日残高	△1,403	558,177	—	△51	△51	558,126

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

器具及び備品：5年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期期間対応額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期期間対応額を計上しております。

4. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている通貨金利スワップについては一体処理（振当処理、特例処理）によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ・通貨金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

③ヘッジ方針

将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、通貨金利スワップ取引を利用しております。

また、将来の金利変動による損失を回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計

とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示しているものを除く）	
短期金銭債権	5,749百万円
短期金銭債務	45,197百万円
2. 取締役、監査役に対する金銭債務	3百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引高（区分表示しているものを除く）	
営業収入	433百万円
営業費用	183百万円
営業取引以外の取引高	1,197百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	183,999株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）

繰越欠損金	1,324百万円
未払事業税等	70百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	1,429百万円
評価性引当額	△25百万円
繰延税金資産合計	1,404百万円

繰延税金負債（流動）

関係会社株式	315百万円
その他	3百万円
繰延税金負債合計	318百万円

繰延税金資産（流動）の純額 1,086百万円

繰延税金資産（固定）

繰越欠損金	44,745百万円
吸収分割に伴う関係会社株式調整額	14,256百万円
吸収合併に伴う時価評価差額	417百万円
ソフトウェア	77百万円
その他	50百万円
繰延税金資産小計	59,544百万円
評価性引当額	△9,925百万円
繰延税金資産合計	49,619百万円

繰延税金負債（固定）

負債調整勘定	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円

繰延税金資産（固定）の純額 49,616百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱ファミリーマート	東京都港区	8,380百万円	コンビニエンスストア事業	所有直接 100.00%	資金の寄託の受入 (注2) 役員の兼任	資金の預り 資金の返金 利息の支払	— — 9	預り金	45,000
							経営指導料及び受入手数料の受取 (注4)	1,100	未収入金	99
子会社 (注5)	ユニー㈱	愛知県稲沢市	10,000百万円	総合小売事業	—%	資金の貸借 (注3)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	253,500 369,660 1,099	関係会社 長期貸付金	—
							経営指導料及び受入手数料の受取 (注4)	823	未収入金	—
子会社 (注5)	㈱UCS	愛知県稲沢市	1,610百万円	クレジットカード事業	—%	資金の貸借 (注3)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	320,000 371,000 87	関係会社 短期貸付金 未収入金	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 資金の貸付及び資金の預りについては、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 3. 資金の貸付については、利息は当該会社における他の借入先からの借入条件を勘案して決定しております。
 4. 経営指導料及び受入手数料については、業務内容を勘案し、両者協議の上、決定しております。
 5. ユニー株式会社及び株式会社UCSについては、2019年1月4日付でユニー株式の全株式を売却したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	伊藤忠トレジャー㈱	東京都港区	4,250百万円	金融サービス	—%	資金の寄託	資金の寄託 利息の受取 (注)	150,000 6	預け金 未収入金	150,000 6

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の寄託契約の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,102円77銭
 2. 1株当たり当期純利益 117円92銭

(注) 当社は、2019年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は、2018年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月1日付で株式分割を行っております。
詳細は連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

(追加情報)

ユニー株式会社の売却

連結注記表（その他の注記）支配の喪失に記載のとおり、当社は、当社が保有するユニー株式会社の全株式を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（旧株式会社ドンキホーテホールディングス）に対し、2019年1月4日に譲渡いたしました。これに伴い関係会社株式売却益13,252百万円を計上するとともに、この取引に関連し、ユニー株式会社からの臨時の関係会社受取配当金19,800百万円を計上しております。また、税務上の株式売却損等により生じた繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上したことにより、法人税等調整額（貸方）20,298百万円を計上しております。

カネ美食品株式会社株式の一部譲渡

当社は、2019年2月27日付の取締役会決議により、当社が保有するカネ美食品株式会社の株式を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（旧株式会社ドンキホーテホールディングス）に一部譲渡することを決定し、2019年4月12日に譲渡が実行される予定であります。

詳細は連結注記表（追加情報）をご参照ください。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

独立監査人の監査報告書

2019年4月9日

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保	孝一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山	晴子	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	惣田	一弘	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年4月9日

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保	孝一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山	晴子	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	惣田	一弘	Ⓜ

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の 2018 年 3 月 1 日から 2019 年 2 月 28 日までの第 38 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況については、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき重大な事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社は平成31年4月10日開催の取締役会において、令和元年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の100%子会社である株式会社ファミリーマートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議致しました。当該事項は監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成31年4月10日

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社監査役会

常勤監査役（社外）	馬	場	康	弘	ⓐ
常勤監査役	伊	藤		章	ⓑ
監査役（社外）	高	岡	美	佳	ⓒ
監査役（社外）	南	谷	直	毅	ⓓ
監査役（社外）	青	沼	隆	之	ⓔ